

公 告

岩国警察署に広告板を設置する者を次のとおり、公募により募集します。

令和7年11月26日

山口県知事 村岡嗣政

1 公募概要

(1) 設置機器の種類

広告板

(2) 設置場所及び設置台数等

別紙設置内容一覧表のとおり

(3) 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、設置期間の満了前であっても、山口県（以下「県」という。）が行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、行政財産使用許可を取り消し、原状回復させることがある。

なお、設置事業者は正当な理由がない限り、設置期間中は広告板を撤去することができない。

広告板の設置は、令和10年3月末までは継続して募集する予定である。

(4) 事業内容

① 広告板を企画・制作し、行政財産の使用許可を受けて、県が指定する場所に設置すること。

② 広告板を維持管理し、定期及び随時に情報の更新を行うこと。

③ 広告板を運用することにより広告等を掲載すること。

2 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 県の業務委託競争入札参加資格者名簿に大分類「企画・製作(07)」、小分類「広告・広報(04)」で登録されている者であること。

(4) この公告の日から見積書の提出期限の日までの間のいずれの日においても県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(5) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 公募に関する事務を担当する課の名称等

山口県警察本部警務部会計課

〒753-8504 山口市滝町1-1 山口県警察本部 4階

電 話 (083) 933-0110

FAX (083) 925-8050

4 公募参加説明書等の交付

- (1) 配布期間 令和7年11月26日(水)から令和7年12月3日(水)まで
- (2) 配布場所 山口県警察ホームページからダウンロードできる。

5 見積書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和7年12月10日(水)午後1時
- (2) 提出先 上記3に同じ
- (3) 見積者に要求される事項
 - ① 見積金額は、4月1日から3月31日までの1年間の金額を記載すること。
 - ② 消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。
- (4) 提出方法
郵便によること。

なお、特定記録又は簡易書留等配達記録が残る方法を活用すること。また、商号又は名称及び連絡先、案件名「令和8年度岩国警察署広告板設置」を記載した封筒に「見積書在中」と朱書きして、提出期限までに到着するようにすること。

6 設置予定事業者の決定方法及び公表

- (1) 決定方法
地方自治法第234条第3項の規定に準じ、県が予定する予定価格以上で最高の見積額をもって見積をした者を設置予定事業者とする。
- (2) 設置予定事業者の公表
設置予定事業者を決定したときは、応募者全員に決定した設置予定事業者名及び見積額を通知する。また、契約締結後、山口県警察ホームページにおいて設置事業者名を公表する。
なお、必要に応じて、決定した設置事業者名及び見積額を公表する場合がある。

7 その他

- (1) 選考の無効
次の見積は無効とする。
 - ① 公募に参加できる資格のない者の提出した見積
 - ② 電信による見積
 - ③ 記名のない見積
 - ④ 公告および公募参加説明書に示した諸条件に違反した者の提出した見積
 - ⑤ 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
 - ⑥ 必要な事項を確認できない見積
 - ⑦ 同一人が同一事項または同一物件について2以上の見積りをしたもの
- (2) 契約書等作成の要否 要
- (3) 契約保証金 免除する。
- (4) 行政財産使用許可
広告板の設置に当たっては、行政財産使用許可申請を行う必要がある。また、別途、行政財産使用料を県に納入する必要がある。
- (5) 詳細については、「令和8年度岩国警察署広告板設置業務の公募参加説明書」による。

設置内容一覧表

場 所	規 格	種 類	数 量
岩国警察署 本館 1 階待合ホール	○ W 1.0m×D 0.5m×H 2.5m 以内 ○ 床面設置（固定式） ○ 掲出スペースの一部に行政情報用モニター（40インチ以上）を設置すること。	広告板	1 基